

秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例に
規定する「知事が認める方法」について

平成 2 9 年 4 月 1 日

秋田県建設部建築住宅課

秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例（平成24年秋田県条例第89号。以下「条例」という。）第1条に規定する「知事が認める方法」は次のとおりとする。

（モデル建物法）

1 条例第1条第1項第1号四前段、同号四後段、同号五、第2号四ウ及び同号五に規定する知事が認める方法は、モデル建物法（「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正の施行等の準備について（技術的助言）」（平成28年1月29日国住建環第53号）の1に掲げる方法）とする。

（共用部分を計算しない評価方法）

2 条例第1条第1項第1号三、同号四中段、第2号三及び同号四前段に規定する知事が認める方法は、共用部分を計算しない評価方法（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化の基準告示」という。）Iの第2-2に掲げる基準（低炭素化の基準告示Iの第2-2(2)ロの適用があるものに限る。))とする。

- ・平成29年4月1日制定
- ・令和2年4月1日改正